第207回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議題

1 会議録の承認

2 審議事項

(1) 個人情報漏えい事故の公表範囲について

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
 - ア 神奈川区市立保育所防犯カメラ運用事務
 - イ 都筑水再生センター監視カメラ運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 青葉6大学連携特別講座名簿管理
 - イ ジェンダー問題の理解促進に向けた地域展開事業業務委託
 - ウ パスポートの発給申請等の受理及び交付事務
 - 工 横浜開港記念式典
 - オ 介護職員処遇改善加算等取得促進事業におけるセミナー開催事務
 - カ 横浜市社会福祉基金に関する事務
 - キ 横浜でエシカル消費プレゼントキャンペーン
- (3) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

住所異動窓口受付番号呼出通知サービス事務

- (4) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
 - ア 戸塚区地産地消冊子検討業務委託
 - イ 市庁舎入退館等に係るログ情報取扱事務
 - ウ 要援護者施設における避難確保計画の作成報告
 - エ 介護職員処遇改善加算等取得促進事業における個別訪問相談事務
 - オ 排水設備計画確認電子申請化に伴うID発行業務
 - カ マンション・団地再生コーディネート支援事業
 - キ 横浜市マンション登録制度 (兼マンションデータベース)
 - ク マンション管理適正化推進事務
 - ケ マンション専門家派遣事業
 - コ 大規模団地の再生に係る支援業務
- (5) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算機 結合についての報告

地域包括ケアプロモーション事業

- (6) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
 - ア 令和4年度栄区の安全・安心のまちづくりアンケートに係るプレゼント の配送業務委託
 - イ 児童氏名ラベル印刷委託
- (7) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告
 - ア 「みんなでおどろう南区音頭」DVD作成業務委託
 - イ 青葉6大学学生によるガイドブック作成に係る企画運営及びデザイン委 託
 - ウ 青葉6大学連携特別講座運営委託
 - エ 横浜文化賞受賞者選考事務、贈呈式・記念コンサート 一般市民招待業

	Ι
	務
	オ 地域包括ケアプロモーション事業
	(8) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告
	ア 戸塚区こころの健康福祉ネットワーク事業の委託
	イ イノベーション創出を目的とした交流イベントの開催に伴う事務局業務
	委託
	ウ 横浜市新型コロナワクチン接種に係る高齢者等の予約代行等業務委託
	(9) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告
	ア 青葉6大学学生によるガイドブック作成に係る企画運営及びデザイン委 託
	ウジェンダー問題の理解促進に向けた地域展開事業
	エ 介護職員処遇改善加算等取得促進事業におけるセミナー開催事務
	(10) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託につい
	ての報告
	地域ケアプラザ等におけるWEB会議システムを利用した相談支援等
	(11) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託について
	の報告
	横浜市市民利用施設予約システム管理運営事業事務
	(12) 委託先個人情報保護管理体制(5件)
	(13) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(1件)
	(14) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(48件)
	(15) 個人情報ファイル簿変更届出書(11件)
	(16) 個人情報ファイル簿廃止届出書(1件)
	4その他
	(1) 個人情報漏えい事案の報告(令和5年1月20日から令和5年3月16日ま
	(i)
	(2) 令和5年度の審議会スケジュールについて
	(3) 令和4年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告について
	(4) 令和5年度 第三者評価委員会の活動方針について
	(5) 個人情報特記事項の解釈・運用の手引
	(6) その他
日 時	令和5年3月22日(水)午後2時から午後3時30分まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと1・2・3
出席者	中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、三品
	委員、吉田委員(委員はWEB会議により参加)
欠席者	なし
開催形態	一部非公開(傍聴者なし)
決定事項	・審議事項(1)について、承認する。
	・報告事項及びその他について、了承する。
議事	【開会】
	(事務局) それでは、ただいまから第207回横浜市個人情報保護審議会の御審議
	をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。

本日は、委員9名全員に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報 保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴人はおりません。

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。 (中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

はじめに、第206回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、 何か御意見等はございますでしょうか。

ほかに御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

3 報告事項

4 その他

(中村会長)まず、案件1の「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、 本件は個人情報保護の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議するこ ととしたいと思います。

先に「報告事項」及び「その他(1)個人情報漏えい事案の報告」「その他(2)令和5年度の審議会スケジュールについて」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(加島委員) 漏えい報告についての私の意見です。

42 ページの漏えい事故報告で漏えい事故を起こした受託者は、ISMSの支援をしている企業です。セキュリティや個人情報保護に対して非常に強いといわれている会社がこのような事故を起こしたことに対して、私としては非常に憤りを覚えました。

今後、委託や再委託に関しても、業者に対する指導を徹底してもらいたいです。このような企業まで漏えい事故を起こしています。40件分の漏えいは件数としてもかなり多いです。メールをCCで送信した等の基本的な点で、この会社が指導しているようなことをしています。

個人情報保護法が改正になり、漏えい事故があった場合には個人情報保護委員会に報告しなければなりません。

昨年の5月に個人情報保護委員会からガイドラインが出ました。行政機関に関しても記載例みたいなものがあります。国の示すひな形と横浜市の報告のひな型を比べてみたところ、ほとんどの点において、横浜市のほうがきちんと整えられているので、ほぼ国の意向に沿った形で作られているのでよいかと思います。

また、ガイドライン(5)「二次被害又はその恐れの有無及びその内容」があります。横浜市の再発防止策の中にあるのかもしれませんし、事務局から個人情報保護委員会に報告するときは、二次被害についても記載されるのでしょうが、所管課が書き込むときにそのような点も意識して書いたほうがいいのではないかと思います。

今回のガイドラインと横浜市が作成した報告書を比較してもらえればと思います。

(中村会長) 事務局でガイドラインと事故報告書の整合性はチェックしたのですか。

(事務局) チェックしています。

庁内向けに「このような様式で、まずは市民情報室とコンプライアンス推進室に報告してください」としています。我々で加工したものを個人情報保護委員会に報告します。4月1日に向け、これから配布します。

幸い、2次被害が発生したケースは今のところあまり確認されていませんが、2次被害が出ればクローズアップされると思います。その辺も十分注意していきます。

42ページの漏えい事故に関する受託者については、「ここでも漏えい事故を起こすのか」ということで、確かに衝撃的でした。

正式な通知の中で特定の会社名を挙げることは難しいですが、今後、研修の機会もありますし、各総務担当課長を集めた注意喚起の会議も4月にありますので厳しく注意していこうと思っています。

(中村会長) ほかに御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告 について了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

次に、「その他」の(3)の「令和4年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 先日、今年度に横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会が行った実地調査報告書の意見に対する措置結果の報告が業務所管課より提出されました。

資料は、お手元の資料の中で別冊になっているもので、右肩の枠囲みで「個人情報保護審議会資料」と記載のあるものでございます。こちらは、審議会の部会である第三者評価委員会の所管事項となるため、すでに2月9日の第三者評価委員会にて報告をさせていただいているところですが、審議会にも報告をさせていただくものです。

なお、報告内容につきましては、配布資料により内容を御確認いただき、疑 問点等があれば御連絡いただく、ということでお願いいたします。

(中村会長) では、委員の皆さま、御確認よろしくお願いします。

続いて、「その他」の(4)の「令和5年度 第三者評価委員会の活動方針について」、加島委員長からお願いします。

(加島委員長) <資料のとおり報告>

第三者評価委員会は、各職場での個人情報の取扱状況について第三者の視点で実地調査を行い、問題点等を指摘し、個人情報の取扱状況を改善することを目的としている、審議会の部会です。

来年度の実地調査は、小学校・中学校各1か所での個人情報の取扱いについて調査を行います。今年度急増している誤交付と紛失事故の現状を確認するため、個人情報が記載された文書の受付事務と保管方法を中心に調査します。

各学校の夏休み期間である7月下旬から8月上旬までを予定しています。

6月から7月までに、学校事務を統轄している部署による業務説明を受けます。実地調査を行い、9月から11月に毎月、第三者評価委員会を開催し、報告書をまとめます。11月29日(水)に審議会に報告します。1月31日(水)に審議会会長から副市長に報告書を提出します。

3月下旬に、実地調査対象課の措置結果を審議会に報告します。

(中村会長) 毎年のことながら御苦労をおかけして、本当に申し訳ありません。 では、了承します。

続いて、「4 その他」の「(5) 個人情報特記事項の解釈・運用の手引」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、前回審議会で報告しました個人情報取扱特記事項につきましては、2月8日に全庁へ通知を行いました。

この特記事項について、今回、解釈・運用の手引を作成いたしましたので、 御報告いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(後藤委員) 大変よい取組だと思います。

参考資料に載っている様式について、提出された書類はコンピューターでキーワード検索可能なものになっているでしょうか。そうすることによって、「こういう対策をした」「こういう仕組みを持っている」という事例が積み重なると思います。漏えい事故の傾向や、「この解釈は誤解が多かったのではないか」というのを分析するためには、キーワード検索ができるようなシステムがあるといいと思います。PDFでもいいですが。横浜市のDX化の方針にも沿っていると思います。既に早めに取り組んでいるものもあるでしょうが、集めたデータは、次に行うものを改良するために貴重です。紙のファイルをめくって探すという現状から全体が可視化できるように変わると、「このような傾向がある」「この割合が多い」という分析ができてくると思います。今すぐに、というわけではないですが、個人情報に関する問題解決や改善のためにも少しずつ準備するといいと思います。

(事務局) この様式は、それぞれ所管課に Word で配付しています。ただ、今のところ、それぞれの再委託承諾書や申請書も含めて、個人情報担当部署である当課で全て取りまとめる想定はしていません。それぞれの所属で適切に管理してもらいます。

判断に迷うもの等、場合によって審議会にも報告して意見をもらうことはあ

るかと思いますが、統一的に当課で管理をするとなると、委託、再委託、何百 何千と存在している都合上、今後要検討かなと思います。

再委託の申請書に関しては当課ではもらいませんが、1号様式の安全管理措置報告書は全て審議会に報告するので、当課で保有することになります。

そこに関しては、具体的にどういう業者がどういう形で管理・保管している のかの検索ができる形を、必要に応じて取れるかと考えています。

- (後藤委員) 市役所全体での取組にどう持っていくかということで、長期的な課題 としてコメントしました。
- (中村会長) 私はこの手引きはすごくよくできているなと感心しました。確かに今後、これに基づいて運用をどうしていくかが一番重要です。引き続きよろしくお願いします。
- (中村会長) ほかに御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告 について了承するということでよろしいでしょうか。
- (各委員) <異議なし>
- (中村会長) それでは了承いたします。

2 審議事項

- (1)【案件1】個人情報漏えい事故の公表範囲について
- 【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議】
- (中村会長) 次に、案件1「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、まずは事務局から本日の審議の趣旨について、御説明をお願いします。

なお、個人情報保護の観点から、これ以降は非公開といたします。

(事務局) 本市では、横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第6条第4項により、個人情報の漏えい事故が起こった場合には、公表するものとしています。 しかし、公表することがふさわしくない場合も考えらえることから、個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱第2条により、審議会の意見を聴いた上で、公表しない場合もございます。

今回、横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱に基づく取扱いが必要と思われる事案が発生したため、審議会にお諮りします。

それでは、内容につきまして、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) <横浜市職員による具体的な個人情報漏えい事故(以下「本件漏えい事故」という。)について、特例要綱第2条第1項第1号及び第2号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

< 所管課の説明に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。 >

- ・ 吉田委員から、市民に来庁を促した後実際に来庁した場合の対応について質問が あった。
- ・所管課から、来庁を促す場合は送付した書類を持ってくるように依頼し、基本的 には書類の記載内容に限定して対応している、と回答があった。

- ・ 吉田委員から、書類の誤送付等が同じ人物に対して同時に発生している可能性も あるため、用心した対応が必要であると意見があった。
- ・事務局から、事案の大きさを鑑みてすぐに主管局に連絡し、主管局から全区への 注意喚起をしている旨説明があった。
- ・加島委員から、公表しないことに関して異議はないが、システム上の工夫が必要 ではないかと提案があった。
- ・中村会長から、今回の事案になぜ気が付くことができたのか質問があった。
- ・所管課から、事案発生時に近くにいた者が、対応した職員の言動を聞いたからだ と回答があった。
- ・中村会長から、今回はヒューマンエラーの側面が強いが、同様の事例があったと きに危険な状況がほかの職員にも伝わるよう、システム上の工夫が必要ではない のかと質問があった。
- ・事務局から、同様の案件が続いていることを考えると、一職員の認識レベルに任 せきりになる段階は過ぎていると考え、システムの工夫について検討する必要が あると回答があった。
- ・ 板垣委員から、どれだけ注意喚起をしてもミスは発生するものであるため、定期 的な注意喚起は必ず必要であると意見があった。
- 事務局から、審議会からもそのような厳しい指摘があったことを内部で共有する と回答があった。
- ・吉田委員から、新任やあまり経験のない職員だったのかと質問があった。
- ・所管課から、ベテランではあったが、それ故に研修等の機会が少なく、周知が 徹底されたなかったとの回答があった。
- ・鈴木委員から、吉田委員の意見と同様に、システムでの対応が必要な段階の話に なっており、システムでどう対応するのかを全庁的に議論しないと事故を防ぐこ とが難しいとの意見があった。
- ・加島委員から、「漏えいした場合に大変なことになるんだ」という意識づけが必要であり、漏えいしたときの影響を合わせて伝える等心に響く研修を行う必要があるという意見があった。
- ・本件漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると特例要綱第2条第1項 第1号の「人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ」及び第2号の「特定の 者の生活の平穏が著しく害されるおそれ」に該当する具体的なおそれがあると認 められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当であると の意見を審議会の意見とすることを決定した。
- (中村会長)本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、 お願いします。
- (事務局) 先ほど漏えい事故件数を2カ月分まとめて報告しました。2カ月分まとめると多く感じられますが、実は減少傾向にあります。

昨年度の漏えい件数は 429 件でワースト記録を更新しましたが、11 月ぐらいからABCキャンペーンで「当たり前のことを、バカにせず、ちゃんとやろう」と様々な場面で周知したところ、今年度は 400 件は下回るのではないかというペースです。

個人情報が漏えいした場合、最悪命に関わるものだということは広く周知し

	ていかなければいけないと、改めて思いました。
	(中村会長)ほかに何か連絡事項はございますか。
	(事務局) 本日予定された議事及び連絡事項は、以上でございますので、次回の
	日程を確認させていただきたいと思います。
	次回の日程でございますが、令和5年5月31日水曜日午後2時から、本日と
	同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システム
	の接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきま
	すようお願申し上げます。
	事務局からは以上でございます。
	本日はどうもありがとうございました。
	(中村会長)それでは閉会とさせていただきます。
	【閉 会】
資 料	1 資料
特記事項	(1) 第207回横浜市個人情報保護審議会次第
	(2) 第207回横浜市個人情報保護審議会追加資料
	2 特記事項
	次回は令和5年5月31日(水)午後2時から開催予定
	(WEB会議の方法により開催予定)

本会議録は令和5年5月31日第208回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。